※　ビルクリーニング分野に関する必要な書類　　＜認定・変更用・第３表の２＞

番号	必要書類		様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄 いずれか選択		提出確認欄 過去に提出した申請日及び申請番号	官用欄	
1	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類									
	A)申請人が技能実習２号良好修了者(２年１０か月以上)の場合	次の①又は②のいずれか ①ビルクリーニング技能検定(３級)の実技試験の合格証明書の写し ②技能実習生に関する評価調書 (注)上記のいずれも省略できる場合あり(留意事項欄を参照)	※②のみ 参考様式第1-2号	△ (注１)	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であって、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去１年以内に受けていないときに限り提出省略可	有	無		有	無
	B)申請人が上記に該当しない場合	ビルクリーニング分野特定技能１号評価試験の合格証明書の写し		○		有	無		有	無
		次の①又は②のいずれか ①日本語能力試験(Ｎ４以上)の合格証明書の写し ②国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書(判定結果通知書)の写し		○	※職種・作業にかかわらず技能実習２号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習２号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要	有	無		有	無
2	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書		分野参考様式第2-1号	○		有	無		有	無
3	次の①又は②のいずれか ①建築物清掃業登録証明書 ②建築物環境衛生総合管理業登録証明書			△ (注６)	※当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」（当該登録の有効期限が切れていないものに限る。）を提出している場合は提出不要	有	無		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書			○	※令和６年６月１５日以降の申請については、一律に提出(初めてビルクリーニング分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要	有	無		有	無